

(内閣府、総務省及び財務省所管)

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

この会計は、地方交付税(所得税及び法人税の収入額のそれぞれ100分の33.1に相当する額、酒税の収入額の100分の50に相当する額、消費税の収入額の100分の19.5に相当する額並びに地方法人税の収入額に相当する額の合算額)及び地方譲与税(地方揮発油譲与税(地方道路譲与税を含む。以下同じ。)、森林環境譲与税、石油ガス譲与税、特別法人事業譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び特別とん譲与税を総称する。)の配付に関する経理を明確にするため、「特別会計に関する法律」(平19法23。以下「法」という。)第2条第1項第1号の規定により設置されたものである。

(I) 歳入歳出決算の概要

(単位 百万円)

歳 入		歳 出	
一般会計より受入	17,558,590	地方交付税交付金	18,630,969
財政投融资特別会計より受入	50,000	地方特例交付金	222,706
東日本大震災復興特別会計より受入	91,942	交通安全対策特別交付金	45,803
地方法人税	1,887,532	地方譲与税譲与金	2,762,111
地方揮発油税	220,976	事務取扱費	258
石油ガス税	4,711	諸支出金	225
特別法人事業税	2,169,136	国債整理基金特別会計へ繰入	30,116,247
自動車重量税	298,063	予備費	—
航空機燃料税	13,996	計	51,778,322
特別とん税	11,987		
地方法人特別税	7,556		
借入金	29,612,295		
雑収入	3,165		
前年度剰余金受入	1,655,437		
東日本大震災復興前年度剰余金受入	38,894		
計	53,624,286	翌年度の歳入に繰り入れる額	1,845,963

(歳 入)

令和4年度における歳入予算額は 53,435,757,444千円

であって、その内訳は

当初予算額 51,419,136,024千円

予算補正追加額 2,020,614,699千円

予算補正修正減少額 3,993,279千円

であり、予算補正追加額は、法第24条の規定による一般会計からの受入見込額の増加等を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は、既定予算の不用額を修正減少することに伴い、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の財源に充てるための一般会計からの受入見込額を修正減少したものである。

この予算額に対し
 収納済歳入額は 53,624,286,004千円
 であって、差引き 188,528,560千円
 の増加となった。これは課税額が予定より多かったこと等により、地方法人税が多かったこと
 等のためである。

本年度における収納済歳入額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納 済歳入額との差	歳入予算額に 対する収納済 歳入額の割合 (%)
一般会計より受入	17,567,479,590	17,558,590,810	△ 8,888,779	99
財政投融资特別会計より受入	50,000,000	50,000,000	—	100
東日本大震災復興特別会計より受入	91,942,648	91,942,648	—	100
地方法人税	1,821,300,000	1,887,532,459	66,232,459	103
地方揮発油税	222,500,000	220,976,080	△ 1,523,919	99
石油ガス税	5,000,000	4,711,363	△ 288,636	94
特別法人事業税	2,103,900,000	2,169,136,385	65,236,385	103
自動車重量税	291,600,000	298,063,755	6,463,755	102
航空機燃料税	15,200,000	13,996,012	△ 1,203,987	92
特別とん税	11,300,000	11,987,023	687,023	106
地方法人特別税	—	7,556,373	7,556,373	—
借入金	29,612,295,408	29,612,295,408	—	100
雑収	1,985	3,165,441	3,163,456	159,468
前年度剰余金受入	1,642,241,698	1,655,437,628	13,195,930	100
東日本大震災復興前年度剰余金受入	996,115	38,894,615	37,898,500	3,904
計	53,435,757,444	53,624,286,004	188,528,560	100

(歳 出)

令和4年度における歳出予算現額は 53,332,220,688千円
 であって、その内訳は
 歳出予算額 51,966,072,281千円
 〔当初予算額 49,955,050,861千円〕
 〔予算補正追加額 2,015,014,699千円〕
 〔予算補正修正減少額 3,993,279千円〕
 前年度繰越額 1,292,750,578千円
 特別会計予算予算総則第20条第1項第1号の規定による経費増額
 73,397,829千円

であり、予算補正追加額は、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策の一環として、地域の「稼ぐ力」を回復・強化するため行う地方交付税交付金の財源の増加額に相当する額の「地方交付税法」(昭25法211)に基づく地方交付税交付金の地方団体への交付に必要な経費等を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金に必要な既定予算の不用額を修正減少したものである。また、予算総則第20条第1項第1号の規定による経費増額は、令和4年度における特別法人事業税の収入金額が予算額に比して増加するため、特別法人事業譲与税譲与金を増額したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 51,778,322,088千円
 翌年度繰越額は 1,473,552,429千円
 不用額は 80,346,170千円

であって、翌年度繰越額は、法第27条の規定による支出残額の繰越しであり、不用額は、一時借入金利子及び借入金利子の支払が予定を下回ったことにより、国債整理基金特別会計へ繰入を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を主要経費別及び事項別に示せば、次のとおりである。

(主要経費別)

(単位 千円)

主要経費	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算現額に対する支出済歳出額の割合 (%)
国債費	30,183,195,408	30,183,195,408	30,116,247,955	—	66,947,452	99
地方交付税交付金	18,811,770,881	20,104,521,459	18,630,969,030	1,473,552,429	—	92
地方特例交付金	222,706,721	222,706,721	222,706,721	—	—	100
地方譲与税譲与金	2,691,702,500	2,765,100,329	2,762,111,111	—	2,989,217	99
その他の事項経費	54,096,771	54,096,771	46,287,270	—	7,809,500	85
予備費	2,600,000	2,600,000	—	—	2,600,000	—
計	51,966,072,281	53,332,220,688	51,778,322,088	1,473,552,429	80,346,170	97

(事項別)

(単位 千円)

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	差引額	歳出予算現額に対する支出済歳出額の割合 (%)
地方交付税交付金に必要な経費	18,718,832,118	19,974,927,454	18,550,776,788	1,424,150,666	—	92
東日本大震災復興に係る地方交付税交付金に必要な経費	92,938,763	129,594,005	80,192,242	49,401,763	—	61
地方特例交付金に必要な経費	217,200,000	217,200,000	217,200,000	—	—	100
新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金に必要な経費	5,506,721	5,506,721	5,506,721	—	—	100
交通安全対策特別交付金に必要な経費	53,505,630	53,505,630	45,803,502	—	7,702,128	85
地方揮発油譲与税譲与金に必要な経費	229,100,000	222,792,617	221,350,333	—	1,442,284	99
森林環境譲与税譲与金に必要な経費	50,000,000	50,000,000	50,000,000	—	—	100
石油ガス譲与税譲与金に必要な経費	4,800,000	4,800,000	4,697,337	—	102,663	97
特別法人事業譲与税譲与金に必要な経費	2,092,500,000	2,165,897,829	2,165,897,829	—	—	100
自動車重量譲与税譲与金に必要な経費	289,100,000	294,679,393	294,679,393	—	—	100
航空機燃料譲与税譲与金に必要な経費	14,900,000	14,900,000	13,458,230	—	1,441,770	90
特別とん譲与税譲与金に必要な経費	11,300,000	12,027,990	12,027,989	—	0	99
地方道路譲与税譲与金に必要な経費	2,500	2,500	0	—	2,499	0
事務取扱いに必要な経費	264,650	264,650	258,475	—	6,174	97
諸支出金に必要な経費	326,491	326,491	225,292	—	101,198	69
国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	30,183,195,408	30,183,195,408	30,116,247,955	—	66,947,452	99

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	差 引 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
予 備 費	2,600,000	2,600,000	—	—	2,600,000	—
計	51,966,072,281	53,332,220,688	51,778,322,088	1,473,552,429	80,346,170	97

(II) 経費の概要及び事業実績

(1) 地方交付税交付金

地方交付税交付金は、普通交付税として地方団体が等しく合理的かつ妥当な水準でその事務を遂行することができるよう、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方団体に対して、衡平にその超過額を補填することを目的として交付されるもの、特別交付税として災害復旧その他の特別な財政需要等に対して地方団体に交付されるもの、震災復興特別交付税として東日本大震災に係る特別な財政需要に対して地方団体に交付されるものである。

令和4年度における地方交付税の交付状況は、次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	普通交付税	構成率 (%)	特別交付税	構成率 (%)	震災復興 特別交付税	構成率 (%)	計	構成率 (%)
道府県分	9,336,825,518	53.5	158,652,100	14.2	34,331,909	42.8	9,529,809,527	51.1
市町村分	8,100,807,827	46.4	954,491,343	85.7	45,860,333	57.1	9,101,159,503	48.8
計	17,437,633,345	100.0	1,113,143,443	100.0	80,192,242	100.0	18,630,969,030	100.0
(構成率)	(93.5%)		(5.9%)		(0.4%)		(100.0%)	

(注) (構成率)欄は、道府県分及び市町村分を合計した普通交付税、特別交付税及び震災復興特別交付税それぞれ全体に対する構成割合である。

また、令和4年度における普通交付税の交付団体は46道府県、1,652市町村(753市899町村)、不交付団体は1都66市町村(39市27町村)であり、交付団体の全地方団体に占める割合は96.2%である。

(参考) 平成30年度から令和4年度までの各年度における地方交付税の交付状況

(単位 千円)

区 分	30 年 度	元 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度
普通交付税	15,087,572,603	15,210,051,499	15,592,564,564	18,333,930,177	17,437,633,345
道府県分	8,162,241,533	8,179,608,299	8,496,457,391	10,034,780,239	9,336,825,518
市町村分	6,925,331,070	7,030,443,200	7,096,107,173	8,299,149,938	8,100,807,827
特別交付税	1,030,508,866	1,065,843,839	995,652,435	1,074,558,897	1,113,143,443
道府県分	163,440,731	186,095,041	154,499,273	149,454,821	158,652,100
市町村分	867,068,135	879,748,798	841,153,162	925,104,076	954,491,343
震災復興特別交付税	430,143,716	463,350,868	400,735,208	96,389,920	80,192,242
道府県分	242,027,448	265,579,239	227,100,589	26,158,233	34,331,909
市町村分	188,116,268	197,771,629	173,634,619	70,231,687	45,860,333
計	16,548,225,185	16,739,246,206	16,988,952,207	19,504,878,994	18,630,969,030
道府県分	8,567,709,712	8,631,282,579	8,878,057,253	10,210,393,293	9,529,809,527
市町村分	7,980,515,473	8,107,963,627	8,110,894,954	9,294,485,701	9,101,159,503

(2) 地方特例交付金

地方特例交付金は、個人住民税減収補填特例交付金として個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填するため都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付されるもの

である。

また、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、固定資産税減収補填特別交付金として固定資産税の減収額を補填するため都道府県及び市町村に交付するものである。

令和4年度における地方特例交付金及び新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の交付状況は、次のとおりである。

(単位 千円)

区分	個人住民税減収補填特別交付金	構成率 (%)	固定資産税減収補填特別交付金	構成率 (%)	計	構成率 (%)
都道府県分	77,318,684	35.5	64,368	1.1	77,383,052	34.7
市町村分	139,881,316	64.4	5,442,353	98.8	145,323,669	65.2
計	217,200,000	100.0	5,506,721	100.0	222,706,721	100.0
(構成率)	(97.5%)		(2.4%)		(100.0%)	

(注) (構成率)欄は、都道府県分及び市町村分を合計した個人住民税減収補填特別交付金及び固定資産税減収補填特別交付金それぞれ全体に対する構成割合である。

(参考) 平成30年度から令和4年度までの各年度における地方特例交付金、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金及び子ども・子育て支援臨時交付金の交付状況

(単位 千円)

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
個人住民税減収補填特別交付金	154,400,000	174,200,000	174,900,000	181,300,000	217,200,000
都道府県分	54,946,049	61,999,059	62,328,850	64,598,713	77,318,684
市町村分	99,453,951	112,200,941	112,571,150	116,701,287	139,881,316
自動車税減収補填特別交付金	—	22,575,000	43,641,000	29,814,000	—
都道府県分	—	11,381,388	21,960,062	15,004,595	—
市町村分	—	11,193,612	21,680,938	14,809,405	—
軽自動車税減収補填特別交付金	—	—	—	—	—
市町村分	—	2,307,000	7,068,000	5,270,000	—
固定資産税減収補填特別交付金	—	—	—	218,353,006	5,506,721
都道府県分	—	—	—	—	64,368
市町村分	—	—	—	218,353,006	5,442,353
都市計画税減収補填特別交付金	—	—	—	—	—
市町村分	—	—	—	19,970,333	—
子ども・子育て支援臨時交付金	—	269,188,824	—	—	—
都道府県分	—	82,401,933	—	—	—
市町村分	—	186,786,891	—	—	—
計	154,400,000	468,270,824	225,609,000	454,707,339	222,706,721
都道府県分	54,946,049	155,782,380	84,288,912	79,603,308	77,383,052
市町村分	99,453,951	312,488,444	141,320,088	375,104,031	145,323,669

(3) 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金は、地方の道路交通安全施設の設置等の財源に充てるため、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付されるものである。

令和4年度における交通安全対策特別交付金の交付状況は、次のとおりである。

区 分	交通安全対策特別交付金 (千円)	構 成 率 (%)
都 道 府 県 分	26,393,690	57.6
市 町 村 分	19,409,812	42.3
計	45,803,502	100.0

また、令和4年度における交通安全対策特別交付金の交付団体は47都道府県、1,514市町村(813市(特別区を含む。)701町村)、不交付団体は2市225町村であり、交付団体の全団体に占める割合は87.3%である。

(参考) 平成30年度から令和4年度までの各年度における交通安全対策特別交付金の交付状況
(単位 千円)

区 分	30 年 度	元 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度
都 道 府 県 分	29,465,366	28,245,146	30,764,091	29,405,634	26,393,690
市 町 村 分	21,592,919	20,703,036	22,564,290	21,580,245	19,409,812
計	51,058,285	48,948,182	53,328,381	50,985,879	45,803,502

(4) 地方譲与税譲与金

地方譲与税には、地方揮発油譲与税、森林環境譲与税、石油ガス譲与税、特別法人事業譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び特別とん譲与税の7種がある。

地方揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税及び特別とん税は、国税として徴収され国税収納金整理資金に受け入れられ、地方揮発油税及び特別とん税については、その収入額に相当する額が、石油ガス税については、その収入額の2分の1に相当する額が、自動車重量税については、その収入額の1,000分の431に相当する額が、航空機燃料税については、その収入額の13分の4に相当する額が、それぞれ同資金から直接この会計へ組み入れられ、この組み入れられた額が地方譲与税譲与金としてこの会計から地方団体に譲与される。また、国税として徴収される特別法人事業税(令和2年2月以後に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税を含む。)については、その収入額に相当する額が、国税収納金整理資金に収納されることなくこの会計で受け入れ、この受け入れられた額が地方譲与税譲与金(特別法人事業譲与税譲与金)としてこの会計から都道府県に譲与される。なお、森林環境譲与税については、国税として徴収される森林環境税の収入額に相当する額が譲与されるが、課税が令和6年度から開始されることから、令和2年度(令和元年度原資の借入金の償還を含む。)から令和6年度までは、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとされている。

地方揮発油譲与税は、一般国道、都道府県道及び市町村道の管理の責任を有する都道府県及び市町村(特別区を含む。)に対し、道路の延長及び面積にあん分して6月、11月及び3月に譲与される。森林環境譲与税は、都道府県及び市町村(特別区を含む。)に対し、私有林人工林面積、林業就業者数、人口にあん分して、9月及び3月に譲与される。石油ガス譲与税は、一般国道及び都道府県道の管理の責任を有する都道府県及び指定市に対し、道路の延長及び面積にあん分して6月、11月及び3月に譲与される。特別法人事業譲与税は、都道府県に対し、各都道府県の人口にあん分して5月、8月、11月及び2月に譲与される。自動車重量譲与税は、都道府県に対しては、自動車税種別割を課した自家用乗用車の台数にあん分し、市町村(特別区を含む。)に対しては、道路の延長及び面積にあん分して6月、11月及び3月に譲与される。航空機燃料譲与税

は、空港関係市町村及び空港関係都道府県に対し、当該空港における着陸料の収入額(国内航空に従事する航空機に限る。)及び指定騒音地区の世帯数にあん分して9月及び3月に譲与される。特別とん譲与税は、開港所在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を9月及び3月に譲与される。

令和4年度における地方譲与税の譲与の状況は、次のとおりである。

(単位 千円)

区分	地方揮発油譲与税	構成率 (%)	森林環境譲与税	構成率 (%)	石油ガス譲与税	構成率 (%)	特別法人事業譲与税	構成率 (%)
都道府県分	115,641,527	52.2	5,999,996	11.9	4,025,045	85.6	2,165,897,829	100.0
市町村分	105,708,806	47.7	44,000,004	88.0	672,292	14.3	—	—
計	221,350,333	100.0	50,000,000	100.0	4,697,337	100.0	2,165,897,829	100.0
(構成率)	(8.0%)		(1.8%)		(0.1%)		(78.4%)	

(単位 千円)

区分	自動車重量譲与税	構成率 (%)	航空機燃料譲与税	構成率 (%)	特別とん譲与税	構成率 (%)	計	構成率 (%)
都道府県分	16,409,056	5.5	2,691,640	19.9	—	—	2,310,665,093	83.6
市町村分	278,270,337	94.4	10,766,590	80.0	12,027,989	100.0	451,446,018	16.3
計	294,679,393	100.0	13,458,230	100.0	12,027,989	100.0	2,762,111,111	100.0
(構成率)	(10.6%)		(0.4%)		(0.4%)		(100.0%)	

(注) 1 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

2 指定市分は、市町村分に含む。

3 (構成率)欄は、都道府県分及び市町村分を合計した各譲与税それぞれ全体に対する構成割合である。

また、令和4年度における地方譲与税譲与金の譲与団体は以下のとおりである。

- (イ) 地方揮発油譲与税の譲与団体は、全都道府県及び全市町村(特別区を含む。)である。
- (ロ) 森林環境譲与税の譲与団体は、全都道府県及び全市町村(特別区を含む。)である。
- (ハ) 石油ガス譲与税の譲与団体は、全都道府県及び全指定市である。
- (ニ) 特別法人事業譲与税の譲与団体は、全都道府県である。
- (ホ) 自動車重量譲与税の譲与団体は、全都道府県及び全市町村(特別区を含む。)である。
- (ヘ) 航空機燃料譲与税の譲与団体数は、159団体(37都道府県79市(特別区を含む。)43町村)である(3月期)。
- (ト) 特別とん譲与税の譲与団体数は、176団体(156市(都を含む。)20町村)である(3月期)。

(参考) 平成30年度から令和4年度までの各年度における地方譲与税の譲与状況

(単位 千円)

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
地方揮発油譲与税	259,895,340	230,281,882	225,826,355	232,504,690	221,350,333
都道府県分	135,744,392	120,622,191	117,989,397	121,761,362	115,641,527
市町村分	124,150,948	109,659,690	107,836,958	110,743,327	105,708,806
森林環境譲与税	—	19,999,104	39,999,988	40,000,000	50,000,000
都道府県分	—	3,999,977	6,000,001	5,999,997	5,999,996
市町村分	—	15,999,127	33,999,987	34,000,003	44,000,004
石油ガス譲与税	7,763,920	6,893,444	5,041,121	4,940,253	4,697,337
都道府県分	6,602,188	5,865,654	4,270,502	4,237,095	4,025,045
市町村分	1,161,732	1,027,790	770,619	703,158	672,292
特別法人事業譲与税	—	—	—	—	—
都道府県分	—	—	1,660,585,204	1,853,482,222	2,165,897,829

(単位 千円)

区 分	30 年 度	元 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度
自動車重量譲与税	268,897,419	286,896,267	286,128,821	289,496,482	294,679,393
都道府県分	—	8,354,750	10,170,456	10,290,162	16,409,056
市町村分	268,897,419	278,541,517	275,958,365	279,206,320	278,270,337
航空機燃料譲与税	14,976,200	14,397,388	3,270,778	14,648,579	13,458,230
都道府県分	2,995,235	2,879,475	654,148	2,929,714	2,691,640
市町村分	11,980,965	11,517,913	2,616,630	11,718,865	10,766,590
特別とん譲与税					
市町村分	12,836,058	12,690,330	11,482,270	11,694,586	12,027,989
地方法人特別譲与税					
都道府県分	2,086,503,809	2,042,683,218	—	—	—
計	2,650,872,746	2,613,841,633	2,232,334,538	2,446,766,812	2,762,111,111
都道府県分	2,231,845,624	2,184,405,265	1,799,669,708	1,998,700,552	2,310,665,093
市町村分	419,027,122	429,436,367	432,664,830	448,066,259	451,446,018

(注) 1 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

2 指定市分は、市町村分を含む。